

## 11.2 金融サービス章留保表（附属書 III）

ニュージーランド

石川直樹 \*

高宮雄介 \*\*

### I. 現在留保（附属書 III セクション A）

金融サービス章におけるニュージーランドの中央政府レベルでの現在留保のうち、主な内容は以下の通り（すべての分野を網羅しているものではない点に留意されたい）。

分野 <sup>1</sup>	留保対象義務／概要
保険及び保険 関連サービス	<p>内国民待遇（11.3 条）、金融機関の市場アクセス（11.5 条）、国境を越える貿易（11.6 条）</p> <p>1990 年農産品課税法、1995 年修正農産品課税法、1999 年キウイフルーツ産業再構築法及び規則に基づき、以下の定めに従わなければならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>1995 年修正農産品課税法に従い、小麦のための収穫保険は制限を受けることがある。同法 4 章は、小麦農家に強制的に課す税金によって得られた資金の使途として、小麦の収穫に係る損害や損失を填補するための保険のための資金として用いることを定めている。</li> <li>キウイフルーツの輸出に関連する保険仲介サービスに関する条項は、キウイフルーツ産業再構築法及びキウイフルーツの輸出にかかるマーケティングに関する規則に基づき、制限を受けることがある。</li> </ul>
銀行及びその 他の保険サー ビス（保険を 除く）	<p>経営幹部及び取締役会（11.9 条）</p> <p>2006 年キウイ保護法に基づき、登録キウイ保護スキームにおける受託者又はファンドマネージャーにおける取締役のうち最低 1 名はニュージーランド居住者でなければならない。</p>

\* いしかわ なおき／弁護士・森・濱田松本法律事務所

\*\* たかみや ゆうすけ／弁護士・森・濱田松本法律事務所

<sup>1</sup> 本解説において、分野とは、金融サービス分野（Financial Services Sector）中の詳細分野（Sub-Sector）を指す。

## II. 包括的留保（附属書 III セクション B）

金融サービス章におけるニュージーランドの中央政府レベルでの包括的留保の主な内容は以下の通り。

分野	留保対象義務／概要
保険及び保険 関連サービス	金融機関の市場アクセス（11.5 条）、国境を越えた貿易（11.6 条）、経営幹部及び取締役会（11.9 条）  2001 年自己補償法及び 1993 年地震委員会法に関連し、以下のものの供給に関してあらゆる措置を設けまたは維持する権利を留保する。 <ul style="list-style-type: none"> <li>a. 事故、労働に由来した漸進的な疾病及び感染、傷病の治療によって生じた個人の傷病にかかる強制加入の社会保険、及び</li> <li>b. 法律によって定めた上限内での家財に対する災害保険</li> </ul>
銀行及びその 他の金融サー ビス（保険を 除く）	内国民待遇（11.3 条）、金融機関の市場アクセス（11.5 条） 為替、証券市場及び先物市場の設立及び運営に関してあらゆる手段を設け または維持する権利を留保する。 本留保は、為替、証券市場及び先物市場に、参加しまたは参加しようとする 金融機関に対しては適用されない。
銀行及びその 他の金融サー ビス（保険を 除く）	内国民待遇（11.3 条）、金融機関の市場アクセス（11.5 条）、経営幹部及び 取締役会（11.9 条） 2001 年酪農産業再構築法に基づいた統合によって設立された協同酪農会社 の証券の取引、割当又は運用を行うユニットトラスト、市場、又は組織の 設立または運営に関して、あらゆる手段を設け又は維持する権利を留保す る。
保険及び保険 関連サービス	内国民待遇（11.3 条）、金融機関の市場アクセス（11.5 条）、国境を越える 貿易（11.6 条） 1990 年農産品課税法に関連し、本項目に定める商品 <sup>2</sup> のために設立された 産業マーケティング委員会に提供される保険及び保険関連サービスについ て、あらゆる手段を設け又は維持する権利を留保する。
全分野	経営幹部及び取締役会（11.9 条） 全ての会社が、少なくとも 1 名以上の取締役が以下に定める条件を満たす ことを求めるあらゆる手段を設け又は維持する権利を留保する。

<sup>2</sup> 家畜、肉類、乳製品等の農産品が規定されている。

	<ul style="list-style-type: none"> <li>a. ニュージーランドに居住していること、又は</li> <li>b. 法執行が可能な国<sup>3</sup>に居住し、その国に登録されている会社の取締役であること。</li> </ul>
全分野	<p>金融機関の市場アクセス（11.5条）、国境を越える取引（11.6条）以下の事項に関連したあらゆる手段を設けまたは維持する権利を留保する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>a. 公的法執行及び矯正サービス</li> <li>b. 公共目的で設けられた社会的サービスの範囲内における一定の事項<sup>4</sup></li> </ul>
全分野	<p>内国民待遇（11.3条）</p> <p>金融業を営む可能性があり、政府によって支配されているか、全部又は一部を所有されているあらゆる組織に対し、その民営化にかかる措置も含め、当該組織に補助金や助成金を与えるあらゆる措置を設け、又は維持する権利を有する。</p>
全分野	<p>内国民待遇（11.3条）、最恵国待遇（11.4条）</p> <p>以下を含む、金融市場のインフラストラクチャーにとってシステム上重要なあらゆる組織に対し、補助金や助成金を与えるあらゆる措置を設け、又は維持する権利を有する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>a. 為替</li> <li>b. クリアリング及び決済組織、及び</li> <li>c. 市場運営者</li> </ul>

### III. 備考および更新情報

該当情報なし。

<sup>3</sup> 法執行が可能な国とは、ニュージーランド政府との間で、規制法に基づく罰金を課す旨のニュージーランドの裁判所の判決を承認し、執行することができる旨の合意を締結している国を指す。

<sup>4</sup> 具体的には、子どもの保育、健康、公的教育、社会保障や社会福祉等が含まれる。